



# 第108期 定時株主総会 招集ご通知

## ● 日時

平成28年6月23日（木曜日）午前10時

## ● 場所

青森市橋本一丁目9番30号

当行本店大会議室（8階）

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

株式会社 **青森銀行**

証券コード：8342

## 目次

第108期定時株主総会招集ご通知……………	1
（添付書類）	
第108期事業報告……………	3
計算書類……………	30
連結計算書類……………	33
監査報告書……………	35
（株主総会参考書類）	
第1号議案 剰余金の処分の件……………	38
第2号議案 定款一部変更の件……………	41
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）8名選任の件……………	47
第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件……………	51
第5号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）の報酬等の額 設定の件……………	54
第6号議案 監査等委員である取締役の 報酬等の額設定の件……………	54
第7号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）に対する株式 報酬型ストックオプション 報酬額および内容決定の件……………	55

株主総会会場ご案内略図

(証券コード 8342)  
平成28年6月1日

株 主 各 位

青森市橋本一丁目9番30号  
株式会社 **青森銀行**  
取締役頭取 成田 晋

## 第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 青森市橋本一丁目9番30号 当行本店大会議室（8階）
3. 株主総会の目的事項  
報告事項 1. 第108期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件  
2. 第108期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

以 上

### ◎お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は節電対応のため、会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主の皆さまは軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

### ◎お知らせ

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ (<http://www.a-bank.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ・事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ (<http://www.a-bank.jp/>) に掲載いたします。

## 添付書類

# 第108期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

## 1. 当行の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過および成果等

#### (主要な事業内容)

当行グループは当行および子会社5社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。なお、子会社5社はすべて連結対象としております。

#### イ. 銀行業務部門

当行は本店のほか支店88か店、出張所13か店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託・登録業務および付帯業務を行っており、グループの中心的部門と位置づけております。また、子会社2社においては、不動産管理・賃貸業務、事務代行業務等を行っており、主に銀行業務の周辺業務を担っております。

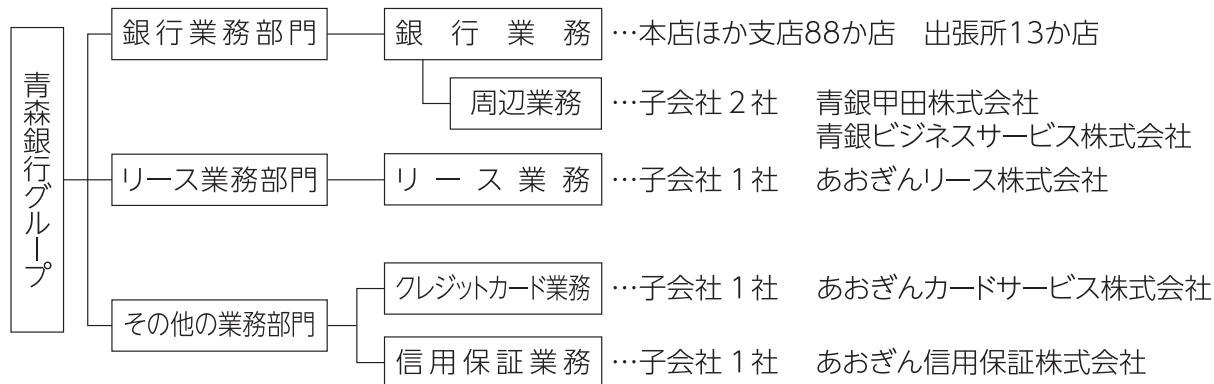
#### ロ. リース業務部門

子会社1社においては、リース業務等を行っております。

#### ハ. その他の業務部門

子会社2社においては、クレジットカード業務、住宅ローンの保証業務等を行っております。

#### 当行グループの事業系統図



## (金融経済環境)

平成27年度の国内経済は、円安の継続と原油価格の下落の影響等により企業収益が改善したことを背景として、日経平均株価が一時2万円台を回復するなど明るさが見られました。一方で、原油安の長期化や中国をはじめとした新興国経済の減速など海外景気の変調を要因として、年度後半は景気回復に足踏み感が見られるようになりました。こうした中、民間設備投資の活性化による景気底上げとデフレ脱却に向け、日本銀行によるマイナス金利政策が導入されましたが、株式・為替市場は不安定な状況が続いており、先行きについては予断を許さない状況となっております。

一方、この間の青森県経済は、基調として持ち直しの動きが続きました。需要項目別に見ますと、個人消費については、自動車販売が前年を下回る水準で推移したものの、灯油価格の低下と暖冬の影響が家計にとって恩恵となり、年末商戦が堅調に推移するなど、底堅い動きとなりました。公共投資は横這い圏内の動きとなりましたが、住宅投資は緩やかな持ち直しの動きで推移しました。一方生産面では、公共工事や国内自動車向け需要の減少から素材関連が生産水準を引き下げているほか、好調に推移してきたモバイル関連向け電子部品やOA機器向け製品は海外需要の減退から弱含みの展開となっております。この間の県内の雇用状況は人手不足が顕在化しているものの、雇用者所得の増加の動きは鈍く、消費者マインドは盛り上がりを欠く状況となっております。

こうした中、平成28年3月には北海道新幹線が開業し、青森県および北海道道南地方双方における商圏および交流人口の拡大、国内外の観光需要の取り込みによる経済波及効果が期待されております。

## (事業の経過および成果)

以上のような経営環境の中で、株主の皆さまをはじめ、お取引先各位のご支援のもと、役職員が一体となって経営基盤の拡充・強化に努めてまいりました結果、当行グループの当年度事業成績につきましては、連結経常収益495億32百万円、連結経常利益96億44百万円、親会社株主に帰属する当期純利益57億79百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

### イ. 銀行業務部門

平成27年度は、第14次中期経営計画「AOGIN Triple “UP” 計画」(平成25年4月～平成28年3月)の最終年度として、競争環境に打ち勝つ営業モデルの構築、および長期的に存続できる営業基盤の確保に向けた地域支援態勢の充実に努めてまいりました。

また、営業活動としては、お客さまとの接点を強化し、課題やニーズを深掘りし、課題解決に向けたアプローチを通じて新たな取引に結び付けていく「ニーズ発掘型営業」の実践に取り組んでまいりました。主な取組みなどは次のとおりであります。

### ○法人・事業主のお客さまへの取組み

営業支援システムを活用し、本部・営業店一体での情報蓄積・共有を行うとともに、法人営

業推進者の行内資格である「法人F A（ファイナンシャルアドバイザー）」の養成・増員および戦略的配置を実施することにより、情報提供を起点としたニーズの掘り起こしと課題解決に向けた取組みを強化いたしました。また、事業性評価を重視した融資制度の取扱い、および動産担保融資（A B L）の活用等により、資金供給機能の充実を図ってまいりました。加えて、成長分野である再生可能エネルギー、医療・介護、アグリビジネスの各分野に関する専担者を本部内に配置し、積極的な資金供給や地域産業の育成・支援に向けた取組みを実施してまいりました。

海外分野においては、フィリピンのメトロポリタン銀行と業務提携に関する覚書を締結したほか、外国送金の取扱通貨について中国人民元やタイバーツ、フィリピンペソ等の11通貨の取扱いを新たに開始しました。また、インターネットを活用した海外市場開拓に関するセミナーを開催する等、お客さまの海外進出の支援にも取組んでまいりました。

#### ○個人のお客さまへの取組み

利便性向上に向けた各種ローンの商品内容の見直し、および「積立投信サービス」や「結婚・子育て資金贈与専用口座」、「空き家利活用ローン」の取扱いの開始、ならびに資産運用における総合的なコンサルティングを担う行内資格である「マネーカウンセラー」の養成・増員等、お客さまのニーズに的確に対応すべく、営業体制の充実に努めてまいりました。また、東北・北海道エリアの地方銀行で初めての取組みとなるTポイントサービスを導入し、お客さまのライフスタイルを踏まえた新たなサービスを提供する等、地域金融サービスの向上に取組んでまいりました。

#### ○地域活性化への取組み

地方創生への取組みとして、青森県内各自治体の地方版総合戦略の策定・推進について、本部と営業店が一体となって積極的に関与・協力してまいりました。青森県内全ての自治体に対し、「地域資源の掘り起こしと活用」等の施策提案を行うとともに、情報交換・意見交換を継続的に実施することにより、地方版総合戦略の着実な実践を支援してまいりました。

また、外国人観光客受入れに向けた取組みとして、中国人民元の外貨両替の取扱いを開始したほか、「外国人観光客受入れ対策セミナー」の開催等、インバウンド強化に向けた活動を実施してまいりました。

#### ○北海道新幹線開業に向けた取組み

北海道新幹線開業に向けた取組みを加速させるため、平成27年4月に函館推進チームを設置し、青函両地域における企業のビジネスをサポートする態勢を整備いたしました。また、道南の企業・産業の成長を支援する「あおぎん青函応援ローン」や「青函活性化ファンド」を活用した積極的な資金供給等により、両地域の活性化を支援してまいりました。

### ○女性活躍推進への取組み

地域の魅力を高め活性化を図っていくためには女性の活躍推進が欠かせないという認識のもと、女性の活躍を支援する交流会「あおぎん『ウーマン・リーダーズ・ネットワーク』」を設立したほか、平成27年8月には北洋銀行の女性企業経営者組織である「北洋女性ビジネスセミナー」会員との合同交流会を函館市にて開催し、青森県・北海道両地域の結びつきの強化と活性化を支援いたしました。

また、行内における取組みとしては、より一層女性の活躍を推進するため、「あおぎん『ウーマン・アクティブ』宣言！！」を行うとともに、女性活躍推進施策を取りまとめた「あおぎん『ウーマン・アクティブ』プログラム」を策定いたしました。

このように、平成27年度は第14次中期経営計画に基づき、お客さまのニーズを起点とした営業の積極的な展開、ならびに地域支援への取組みの強化に努めてまいりました結果、当行の業績は次のようになりました。

譲渡性預金を含めた総預金につきましては、個人預金および法人預金が引き続き堅調に推移したことから、期末残高は期中250億円増加して、2兆4,192億円となりました。

貸出金につきましては、法人向け貸出、個人向け貸出、公共貸出のいずれも増加したことにより、期末残高は期中807億円増加して、1兆6,595億円となりました。

有価証券につきましては、運用資産の効率化を図る一方で、市場動向を注視し適切な運用に努めました結果、外国証券を中心に期中278億円減少して、期末残高は8,737億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は貸出金利回りの低下に伴い貸出金利息が減少しましたが、株式等売却益の増加や貸倒引当金戻入益の計上等により、前期比3億6百万円増収の398億61百万円となりました。また経常費用は、営業経費が減少したものの、有価証券売却損の増加等により、前期比5億67百万円増加の309億86百万円となりました。この結果、経常利益は前期比2億62百万円減益の88億74百万円となりましたが、当期純利益は法人税等が減少したことから、前期比2億74百万円増益の52億47百万円となりました。

### ロ. リース業務部門

リース業務の経常収益は、前期比2百万円減収の47億66百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比54百万円減益の3億37百万円となりました。

### ハ. その他の業務部門

その他の業務の経常収益は、前期比2億60百万円減収の55億78百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比2億23百万円減益の4億47百万円となりました。

## (対処すべき課題)

日本銀行によるマイナス金利政策の導入による市場金利のさらなる低下に加え、県境を越えた金融機関の競争も激化しており、地域金融機関を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すものと予想されます。

一方、当行の主な営業地域であります青森県においては、地方創生への取組みが本格化していくことに加え、北海道新幹線開業による経済圏の拡大等が期待されております。

このような中、当行は企業理念である「地域のために お客さまとともに 人を大切に」を具現化するため、地域金融の中核的な担い手として、地域活性化に対する大きな機会を最大限活用し、地域の経済活動を牽引していく役割を發揮することが必要であるとの認識のもと、計画期間を3年間とする第15次中期経営計画「あおぎん Leading プラン」を策定し、平成28年度より取組みをスタートさせております。

同計画におきましては、「県内No.1の信認と圧倒的な存在感を有し、地域活性化をリードする銀行」を目指す姿とし、地域およびお客さまへスピード・情報力・先見性の価値を提供することを通じて、資金供給機能・地域金融サービス・地域活性化を牽引する取組みを推し進めてまいります。

基本戦略といたしましては、「営業体制の再構築による競争力の向上」として、本部による営業店サポートを通じた営業推進サイクルの向上や地域情報のさらなる集約・活用等による地域営業力の強化、および事業内容の深掘りを通じた提案等による法人営業力の強化、ならびに新たなサービスの提供等を通じた付加価値の提供やコンサルティング営業の徹底による個人営業力の強化に取組んでまいります。

また、「地方創生への積極的な取組み」として、地域産業育成支援の強化、および事業性評価への取組みを通じて、地域経済の持続的成長に貢献してまいります。

さらには、「人材の育成と戦略的配置」として、人材の育成強化と活躍推進に向けた取組みやマーケットに応じた戦略的人員配置を推し進めていくことに加え、「ICTの積極的な活用」として、営業力強化のためのシステムの高度化等により、営業活動の質と量の向上に取組んでまいります。

最後に、「経営基盤の強化」として、ガバナンス態勢、有価証券運用、およびリスク管理態勢等を強化することにより、環境変化への対応力を高め、企業価値の向上に取組んでまいります。

当行グループは、地域におけるリーディングバンクとして、地域とともに持続的に成長していく金融機関となるため、第15次中期経営計画を迅速かつ着実に実践してまいります。加えて、株主の皆さまに対し、より積極的な情報開示および経営の透明性向上に努めてまいりますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## (2) 企業集団および当行の財産および損益の状況

### イ. 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	50,519 <sup>百万円</sup>	48,319 <sup>百万円</sup>	49,400 <sup>百万円</sup>	49,532 <sup>百万円</sup>
経常利益	8,121 <sup>百万円</sup>	8,919 <sup>百万円</sup>	10,153 <sup>百万円</sup>	9,644 <sup>百万円</sup>
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,304 <sup>百万円</sup>	4,684 <sup>百万円</sup>	10,838 <sup>百万円</sup>	5,779 <sup>百万円</sup>
包括利益	13,152 <sup>百万円</sup>	4,285 <sup>百万円</sup>	20,693 <sup>百万円</sup>	3,981 <sup>百万円</sup>
純資産額	1,048	1,064	1,172	1,191
総資産	25,430	25,867	26,635	27,250

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 当行の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	21,939	22,230	22,639	22,868
定期性預金	10,063	9,999	9,887	9,732
その他	11,875	12,230	12,752	13,135
貸 出 金	14,740	15,223	15,788	16,595
個人向け	2,820	2,885	2,953	3,148
中小企業向け	4,494	4,401	4,415	4,659
その他	7,425	7,935	8,420	8,787
商品有価証券	2	1	0	0
有 価 証 券	8,455	8,285	9,015	8,737
国 債	3,216	2,928	3,372	3,382
その他	5,238	5,357	5,643	5,355
総 資 産	25,265	25,698	26,491	27,117
内 国 為 替 取 扱 高	156,925	159,943	162,773	158,825
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 411	百万ドル 360	百万ドル 387	百万ドル 230
経 常 利 益	百万円 6,907	百万円 7,675	百万円 9,136	百万円 8,874
当 期 純 利 益	百万円 4,276	百万円 4,578	百万円 4,973	百万円 5,247
1株当たりの当期純利益	円 銭 20 77	円 銭 22 45	円 銭 24 32	円 銭 25 81

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

#### イ. 企業集団における使用人数

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務
使用人数	1,353人	46人	14人	29人	1,383人	46人	14人	30人

注 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

#### ロ. 当期の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使用人数	1,353人	1,383人
平均年齢	41年8月	41年11月
平均勤続年数	19年7月	20年0月
平均給与月額	389千円	389千円

注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。  
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ. 銀行業務

##### ① 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
青 森 県	94	( 13 )	95	( 14 )
秋 田 県	2	( ー )	2	( ー )
北 海 道	3	( ー )	3	( ー )
東 京 都	1	( ー )	1	( ー )
宮 城 県	1	( ー )	1	( ー )
岩 手 県	1	( ー )	1	( ー )
合 計	102	( 13 )	103	( 14 )

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を188か所（前年度末187か所）設置しております。  
 また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を69か所（前年度末64か所）設置しております。

② 当年度新設営業所

当年度新設営業所は該当ありません。なお、平成27年9月25日をもって、八重田支店浅虫出張所を八重田支店に統合いたしました。

また、当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

○店舗外現金自動設備（2か所）

- ・浅虫（青森市）
- ・ユニバースむつ柳町店（むつ市）

○株式会社イーネット提携店舗外現金自動設備（6か所）

□. 銀行周辺業務、リース業務およびその他の業務

	当 年 度 末		前 年 度 末	
銀行周辺業務	青森県	3 店	青森県	3 店
青銀甲田株式会社	青森県	1	青森県	1
青銀ビジネスサービス株式会社	青森県	2	青森県	2
リース業務	青森県	5 店	青森県	5 店
あおぎんリース株式会社	青森県	5	青森県	5
その他の業務	青森県	2 店	青森県	2 店
あおぎんカードサービス株式会社	青森県	1	青森県	1
あおぎん信用保証株式会社	青森県	1	青森県	1

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	1,965
リース業務	11
その他の業務	—
合計	1,977

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

### ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	店舗新設・改修等	812
	事務機器・現金自動設備等	489
	ソフトウェア	478
合計		1,780

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (6) 重要な親会社および子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有していません。

## □. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
青銀甲田株式会社	青森市古川一丁目16番16号	不動産賃貸業務	昭和38年3月1日	百万円10	% 100.00	—
青銀ビジネスサービス株式会社	青森市橋本一丁目5番18号	銀行事務代行業務	昭和63年4月1日	20	100.00	—
あおぎんカードサービス株式会社	青森市古川一丁目16番16号	クレジットカード業務	昭和60年7月23日	56	59.52	—
あおぎんリース株式会社	青森市古川一丁目16番16号	各種機械器具の賃貸	昭和60年10月5日	60	65.00	—
あおぎん信用保証株式会社	青森市古川一丁目16番16号	住宅ローンの信用保証業務	昭和55年1月25日	30	100.00	—

- 注 1. 上記の5社はすべて連結対象としております。  
 2. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 当期の連結経常収益は49,532百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は5,779百万円となりました。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスおよび株式会社イオン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社りそな銀行、株式会社サークルKサンクス、富士通株式会社、富士通フロンテック株式会社および株式会社ゼロネットワークスとの提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

**(7) 事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

**(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
浜谷 哲	取締役会長 (代表取締役)		
成田 晋	取締役頭取 (代表取締役) 監査部担当		
建部 礼仁	専務取締役	営業統括部、法人営業部担当	
出町 文孝	常務取締役 (青森地区統括)	東京事務所、総合企画部、市場国際部担当	
川村 明裕	常務取締役	リスク統括部、システム部、事務統括部担当	
竹内 均	常務取締役	審査部、人事部、総務部担当	
杉山大幹	取締役 (弘前地区統括)		
佐々木 知彦	取締役 (総合企画部長)		
林 光男	取締役 (社外取締役)	青森三菱電機機器販売株式会社代表取締役会長 株式会社シンク代表取締役社長	
石田 憲久	取締役 (社外取締役)	学校法人青森田中学園理事長 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長	
須藤 光昭	常勤監査役		
山田 正規	監査役		

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
清藤哲夫	監査役 (社外監査役)	株式会社弘前公益社 代表取締役社長 株式会社ゆうネット弘前 代表取締役社長 アップルウェブ株式会社 代表取締役社長	
大矢卓	監査役 (社外監査役)	八戸港湾運送株式会社 代表取締役社長 東日本タグボート株式会社 代表取締役社長 八戸臨港倉庫株式会社 代表取締役社長	
沼田徹	監査役 (社外監査役)	弁護士 青森県運営適正化委員会 委員長	

- 注 1. 取締役林 光男氏および石田憲久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役清藤哲夫氏、大矢 卓氏および沼田 徹氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 当事業年度中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。
- | (氏名)  | (退任時の地位および担当) | (退任年月日)    |
|-------|---------------|------------|
| 安達 尚二 | 専務取締役         | 平成27年6月24日 |
| 加福 善貞 | 取締役相談役        | 平成27年6月24日 |
| 沢 向昇一 | 監査役           | 平成27年6月24日 |

## (2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	12名	180 (44)
監 査 役	6名	32
計	18名	213 (44)

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成27年6月24日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名を含んでおります。
3. 平成18年6月29日開催の第98期定時株主総会決議により定められた報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、年額252百万円（取締役216百万円、監査役36百万円）であります。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成22年6月25日開催の第102期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の限度額は、年額40百万円であります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分報酬等を次のとおり支給しております。
- 取締役 4名 30百万円
5. 上記には、当事業年度に計上した役員賞与18百万円（取締役18百万円）、株式報酬型ストックオプション報酬額25百万円（取締役25百万円）を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。

## (3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役および社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、社外取締役である林 光男氏、石田憲久氏および社外監査役である清藤哲夫氏、大矢 卓氏ならびに沼田 徹氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
林 光 男	青森三菱電機機器販売株式会社代表取締役会長 株式会社シンク代表取締役社長
石 田 憲 久	学校法人青森田中学園理事長 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長
清 藤 哲 夫	株式会社弘前公益社代表取締役社長 株式会社ゆうネット弘前代表取締役社長 アップルウェーブ株式会社代表取締役社長
大 矢 卓	八戸港湾運送株式会社代表取締役社長 東日本タグボート株式会社代表取締役社長 八戸臨港倉庫株式会社代表取締役社長
沼 田 徹	青森県運営適正化委員会委員長

注 林 光男氏、石田憲久氏、清藤哲夫氏および大矢 卓氏が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

## (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
林 光 男	8年10月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
石 田 憲 久	0年10月	平成27年6月の就任以降開催された取締役会のすべてに出席しております。	主に、私学経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
清 藤 哲 夫	7年10月	当期開催の取締役会のすべてに出席し、当期開催の監査役会のすべてに出席しております。	主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
大 矢 卓	3年10月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、当期開催の監査役会14回のうち13回に出席しております。	主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
沼 田 徹	3年10月	当期開催の取締役会のすべてに出席し、当期開催の監査役会のすべてに出席しております。	主に、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	—

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## (4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) の内容に対する社外役員の意見はありません。



## 5. 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称 株式会社青森銀行 第1回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成22年7月30日 ③ 新株予約権の数 227個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 22,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成52年7月30日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称 株式会社青森銀行 第2回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成23年7月29日 ③ 新株予約権の数 440個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 44,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成53年7月29日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	① 名称 株式会社青森銀行 第3回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成24年7月30日 ③ 新株予約権の数 539個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 53,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成24年7月31日から平成54年7月30日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	3名
	① 名称 株式会社青森銀行 第4回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成25年7月29日 ③ 新株予約権の数 707個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 70,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成25年7月30日から平成55年7月29日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社青森銀行 第5回 新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日 平成26年7月30日</li> <li>③ 新株予約権の数 719個</li> <li>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 71,900株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成56年7月30日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額 (1株当たり) 1円</li> <li>⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。</li> </ul>	6名
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 名称 株式会社青森銀行 第6回 新株予約権</li> <li>② 新株予約権の割当日 平成27年7月29日</li> <li>③ 新株予約権の数 786個</li> <li>④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 78,600株</li> <li>⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年7月30日から平成57年7月29日まで</li> <li>⑥ 権利行使価額 (1株当たり) 1円</li> <li>⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。</li> </ul>	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	① 名称 株式会社青森銀行 第6回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成27年7月29日 ③ 新株予約権の数 117個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 11,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年7月30日から平成57年7月29日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	3名

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩部俊夫 指定有限責任社員 植村文雄 指定有限責任社員 佐藤武男	61	(対価を支払った非監査業務の内容) FATCA対応に係る助言業務等 0

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当行、当行の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は68百万円であります。
4. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由  
監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

## (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

## (3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人を適切に評価するための基準を設定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

## (4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

### イ. 処分対象者

新日本有限責任監査法人

### ロ. 処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

### ハ. 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

## 7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

### (1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第362条第4項第6号および第5項に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の8項目につき決議しております。

#### イ. 取締役、執行役員、理事および職員等（以下「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「青森銀行倫理憲章」を定め、法令等遵守に関する基本方針および基準ならびに研修実施計画等を決定し、周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、法令等遵守に関する全行横断的な一元管理および必要な事項を審議、決定、指示する「法令等遵守経営会議」を設置し、法令等遵守の徹底の実効性を確保する。また、「法令等遵守経営会議」は、審議事項等を取締役会に報告する。
- ③ 法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部法務コンプライアンス室を設置する他、各本店にはコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定および研修を実施する。
- ④ 取締役は、法令または定款に違反する重要な事実等を発見した場合は、すみやかに監査役に報告する。
- ⑤ 執行役員、理事および職員等は、組織的又は個人的な法令に反する行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス通報窓口へ報告する。
- ⑥ 内部監査部署である監査部は、各本店における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査役に報告する。

#### ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。

### ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は、当行の業務執行に係るリスクとして、以下A. からD. のリスクに分類し、管理する。  
A. 信用リスク B. 市場リスク C. 流動性リスク D. オペレーショナル・リスク
- ② 取締役会は、リスク管理規程を定め、リスク管理に関する方針の決定ならびに統括部署としてのリスク統括部および横断的組織としてのリスク管理委員会を設置し、リスクを管理する。
- ③ 各リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
- ④ 監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査役に報告する。

- ⑤ 不測の事態が発生した場合には、緊急事態対策委員会を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

## 二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる中期経営計画を定めるとともに、事業年度毎の経営計画を策定する。
- ② 取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
- ③ 取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

## ホ. 当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの構築を目的に、グループ会社の運営に関する要領を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。
- ② 当行は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
- ③ グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。リスク統括部はすみやかに取締役および監査役に報告する。
- ④ 監査部は、グループ会社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。

## ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役室を設置し、監査役の職務を補助する職員を配置することにより、有効な監査役の監査を確保する。
- ② 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行する。

## ト. 役職員等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当行およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査役に必要な報告および情報を提供する。
- ② 当行およびグループ会社は、監査役に報告および情報を提供した役職員等が、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、常務会や法令等遵守経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。

## チ. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法第388条に基づく費用の

前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

#### リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換をする。
- ② 監査役は、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保する。

#### (2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

上記方針に基づく当行グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### イ. 役員等の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会2回を開催しました。また、取締役会から委任を受けた事項にかかる決定機関として設置する常務会（54回）、法令等遵守経営会議（6回）等を開催しました。

#### ロ. 法令等遵守体制

コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、プログラムの進捗・達成状況を法令等遵守経営会議および取締役会へ報告（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力との取引遮断等について、法令等遵守経営会議において審議し、その内容を取締役会に報告しました。

#### ハ. リスク管理体制

リスク管理の状況をリスク管理委員会でモニタリング（4回）し、リスク管理体制の状況について取締役会に報告（4回）しました。

#### ニ. 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の実績について常務会に報告（4回）しました。また、グループ会社代表者連絡会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と方針について討議を行いました。

#### ホ. 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当行代表取締役、監査部、会計監査人との間でそれぞれ意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

**9. 特定完全子会社に関する事項**

該当事項はありません。

**10. 親会社等との間の取引に関する事項**

該当事項はありません。

**11. 会計参与に関する事項**

該当事項はありません。

**12. その他**

該当事項はありません。





(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益	0
特 別 資 産 処 分 益	0
特 別 資 産 処 分 損 失	113
特 別 減 損	525
税 引 前 当 期 純 利 益	8,236
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,104
法 人 税 等 調 整 額	884
法 人 税 等 調 整 額	2,988
当 期 純 利 益	5,247

招集（通知）

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 第108期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	98,431	預 渡 性 預 金	2,281,382
コールローン及び買入手形	40,000	コールマネー及び売渡手形	129,170
買入金銭債権	2,260	債券貸借取引受入担保金	34,517
商品有価証券	36	借 用 金	2,719
有 価 証 券	871,535	外 国 為 替	110,075
貸 出 金	1,650,303	そ の 他 負 債	5
外 国 為 替	1,344	賞 与 引 当 金	20,843
リース債権及びリース投資資産	13,257	役 員 賞 与 引 当 金	626
そ の 他 資 産	17,296	退 職 給 付 に 係 る 負 債	16
有 形 固 定 資 産	20,677	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	703
建物	6,914	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	16
土地	11,655	繰 延 税 金 負 債	422
建設仮勘定	285	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,253
その他の有形固定資産	1,821	支 払 承 諾	1,731
無 形 固 定 資 産	1,360	負 債 の 部 合 計	2,605,853
ソフトウェア	1,251		
その他の無形固定資産	109	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	1,928	資 本 金	19,562
繰延税金資産	423	資 本 剰 余 金	12,916
支払承諾見返	17,370	利 益 剰 余 金	62,918
貸倒引当金	△ 11,191	自 己 株 式	△ 731
投資損失引当金	△ 24	株 主 資 本 合 計	94,665
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,559
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 23
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,680
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 814
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	24,402
		新 株 予 約 権	89
		純 資 産 の 部 合 計	119,156
資 産 の 部 合 計	2,725,010	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,725,010

# 第108期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	49,532
資金運用収益	29,397
貸出証券利息及び配当金	19,695
有価証券利息及び買入手形利息	9,358
コールローン利息	323
預けの他の受入利息	18
役務の取引業務の他の受入利息	1
その他の収益	6,317
その他の収益	114
貸倒引当金の戻入益	13,703
償却の他の経常取	825
その他の経常取	43
その他の経常取	12,834
経常費用	39,888
資金調達費用	2,353
預讓渡性預金利息及び売渡手形利息	1,517
コールマネー利息及び引支利息	120
債券貸借の他の支払利息	230
借入の他の費用	12
その他の費用	237
役務の取引業務の他の費用	235
その他の費用	2,423
その他の費用	1,423
その他の費用	22,775
その他の費用	10,911
その他の費用	10,911
経常利益	9,644
特別利益	292
特別損失	872
固定資産処分損失	184
固定資産処分損失	525
固定資産処分損失	162
税金等調整前当期純利益	9,064
法人税、住民税及び事業税	2,381
法人税等調整額	903
法人税等合計	3,284
当期純利益	5,779
親会社株主に帰属する当期純利益	5,779

招集通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 青森銀行  
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 植 村 文 雄 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社青森銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 青森銀行  
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 植 村 文 雄 ㊟  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊟  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社青森銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - イ. 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ロ. 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ハ. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- イ. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ. 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月11日

株式会社	青森銀行	監査役会
常勤監査役	須藤	光昭 ㊟
監査役	山田	正規 ㊟
社外監査役	清藤	哲夫 ㊟
社外監査役	大矢	卓 ㊟
社外監査役	沼田	徹 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当行普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は611,248,464円となります。  
これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金3円を含めまして、1株につき6円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成28年6月24日といたしたいと存じます。

#### 2. 剰余金の処分にに関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 4,000,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 4,000,000,000円

## 第2号議案から第7号議案に共通するご参考事項

当行は、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化するため、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号、以下、「改正会社法」という）によって新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行したいと考えております。本招集ご通知の41ページから57ページに記載の第2号議案から第7号議案は、いずれも移行に関連する議案ですので、これらをご提案するにあたり、「監査等委員会設置会社」の概要および当行が「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する理由について、ご説明申し上げます。

### ■ 監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。
- 監査等委員会は、3人以上の監査等委員である取締役で組織され、かつ、その過半数は、社外取締役でなければなりません。また、監査等委員以外の取締役の任期は1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年となります。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般（取締役に決定が委任されたものを除く）に関与します。また、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選解任や報酬について、株主総会において意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されています。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等に、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は業務執行者に対する監督機能を強化することが可能となります。

## ■ 移行する理由

当行は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

## ■ 第2号議案から第7号議案について

監査等委員会設置会社に移行するためには、定款を変更する必要がありますので、第2号議案「定款一部変更の件」において、その他の変更と併せ、ご提案するものであります。

また、監査等委員会設置会社においては、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して選任する必要があることから、第3号議案では監査等委員以外の取締役の選任を、第4号議案では監査等委員である取締役の選任を、それぞれご提案するものであります。

さらに、監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等の額も、監査等委員以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して定めなければならないことから、第5号議案では監査等委員以外の取締役の報酬等の額を、第6号議案では監査等委員である取締役の報酬等の額を、また、第7号議案では監査等委員以外の取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定を、それぞれご提案するものであります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 「改正会社法」により「監査等委員会設置会社」が新たに創設されたことから、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。これに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設等を行うものであります。  
(変更案第4条、第20条、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第33条、第34条)  
また、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うものであります。  
(現行定款第32条、第33条、第34条、第35条、第39条、第40条)
  - ② 取締役会の決議により、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります（変更案第26条）。
  - ③ 法令上常勤の監査等委員の選定は要求されておりませんが、当行は常勤の監査等委員を置くことができる旨を明記するものであります（変更案第32条）。
- (2) 「改正会社法」により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されております。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、規定の一部を変更するものであります。なお、本規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております（変更案第31条）。
- (3) 上記条文の新設および削除に伴う条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は、本株主総会終結の時をもって効力を生ずるものいたします。  
(下線 〃 は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第1章 総 則</b>	<b>第1章 総 則</b>
第1条～第3条 (条文省略) (機 関)	第1条～第3条 (現行どおり) (機 関)
第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (3) 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
<b>第2章 株 式</b>	<b>第2章 株 式</b>
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
<b>第3章 株主総会</b>	<b>第3章 株主総会</b>
第13条～第19条 (条文省略)	第13条～第19条 (現行どおり)
<b>第4章 取締役および取締役会</b> (取締役の員数)	<b>第4章 取締役および取締役会</b> (取締役の員数)
第20条 当銀行の取締役は、12名以内とする。  (新 設)	第20条 当銀行の取締役 ( <u>監査等委員である取締役を除く</u> ) は、12名以内とする。 <u>2 当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u>
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第21条 取締役は、株主総会において選任する。  2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>  2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の補欠選任の免除)</p> <p>第23条 <u>取締役に欠員を生じても法定の員数を欠くことなく、かつ業務の執行に支障をきたさないときは、補欠選任を行わないことができる。</u></p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当銀行は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(新 設)</p> <p>第27条～第29条 (条文省略) (取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益 (以下、報酬等という) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当銀行は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときには、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第26条 当銀行は、取締役会の決議によって重要な業務執行 (会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条～第29条 (現行どおり) (取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く) との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第33条 当銀行の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の補欠選任の免除)</p> <p>第35条 監査役に欠員を生じても法定の員数を欠くことなく、かつ業務の執行に支障をきたさないときは、補欠選任を行わないことができる。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第<u>38</u>条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会において定める監査役会規程</u>による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第<u>39</u>条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第<u>40</u>条 当銀行は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める額の合計額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p>第<u>41</u>条～第<u>44</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第<u>34</u>条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 計 算</b></p> <p>第<u>35</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）8名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
①	はま や さとし 浜 谷 哲 (昭和25年12月11日生)	昭和48年4月 当行へ入行 平成15年6月 同取締役審査部長 平成18年6月 同取締役総合企画部長 平成19年6月 同常務取締役 平成21年6月 同専務取締役 平成22年6月 同取締役副頭取 平成23年4月 同取締役頭取 平成27年4月 同取締役会長（現任）	34,000株
	《取締役候補者とした理由》 当行の経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成23年4月からは代表取締役頭取として、当行の経営を担ってきました。これらの経験をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能向上による経営体制の強化が期待できることから、取締役候補者としていたしました。		
②	なり た すすむ 成 田 晋 (昭和29年9月27日生)	昭和53年4月 当行へ入行 平成20年6月 同執行役員審査部長 平成22年6月 同執行役員弘前支店長 平成23年4月 同執行役員弘前地区統括 平成23年6月 同常務取締役 平成26年6月 同専務取締役 平成27年4月 同取締役頭取（現任） 監査部担当	52,200株
	《取締役候補者とした理由》 営業店、本部いずれの業務についても経験が豊富であり精通しております。平成26年6月の代表取締役就任以来、当行の経営を的確に担い、また十分な社会的信用力を有しております。経営管理および業務執行の最高責任者としての役割が期待できることから、取締役候補者としていたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
③	たて べ れい じ 建 部 礼 仁 (昭和31年5月20日生)	昭和54年4月 当行へ入行 平成12年4月 同白銀支店長 平成15年7月 同津軽和徳支店長 平成17年6月 同函館支店長 平成19年7月 同仙台支店長 平成21年10月 同地域開発部長 平成22年6月 同執行役員地域開発部長 平成23年6月 同執行役員弘前地区統括 平成24年6月 同取締役弘前地区統括 平成25年6月 同常務取締役 平成27年6月 同専務取締役(現任) 営業統括部、法人営業部担当	27,500株
《取締役候補者とした理由》 平成24年6月取締役に就任、直近では営業統括部・法人営業部を統括しリーダーシップを発揮してきました。銀行の経営管理を公正に遂行できる知識・経験および十分な社会的信用を有しており、取締役候補者いたしました。			
④	で まち ふみ たか 出 町 文 孝 (昭和31年12月9日生)	昭和54年4月 当行へ入行 平成13年6月 同浪打支店長 平成15年6月 同東京事務所長 平成18年7月 同十和田支店長 平成20年6月 同新町支店長 平成22年6月 同監査部長 平成23年4月 同執行役員本店営業部長 平成25年6月 同取締役総合企画部長 平成26年6月 同常務取締役青森地区統括(現任) 東京事務所、総合企画部、市場国際部担当	30,400株
《取締役候補者とした理由》 東京事務所長、監査部長、執行役員本店営業部長を歴任、平成25年6月の取締役総合企画部長就任以降も当行役員として尽力してきました。経験分野が幅広くバランス感覚にも優れているため、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
⑤	かわ むら あき ひろ 川 村 明 裕 (昭和32年9月11日生)	昭和56年4月 当行へ入行 平成17年4月 同湊支店長 平成19年4月 同総合企画部部長兼広報室長 平成20年1月 同個人部長 平成21年6月 同総合企画部長 平成23年4月 同執行役員営業統括部長 平成24年6月 同執行役員審査部長 平成25年6月 同取締役弘前地区統括 平成27年6月 同常務取締役(現任) リスク統括部、システム部、事務統 括部担当	30,400株
《取締役候補者とした理由》 個人部長、総合企画部長、営業統括部長、審査部長を歴任し平成25年6月取締役就任。直近は本部3部門を統率、卓越したリーダーシップを発揮。当行の事業発展に貢献できる人材であるため取締役候補者といたしました。			
⑥	たけ うち ひとし 竹 内 均 (昭和32年7月5日生)	昭和56年4月 当行へ入行 平成13年3月 同石江支店長 平成14年12月 同審査部審査役 平成16年7月 同審査部企業支援室長 平成19年7月 同函館支店長 平成21年7月 同三沢支店長 平成23年4月 同八戸支店長 平成24年6月 同執行役員八戸地区統括 平成26年6月 同取締役八戸地区統括 平成27年6月 同常務取締役(現任) 審査部、人事部、総務部担当	25,700株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を4カ店歴任した実績から、業務全般に精通し十分な知識も具備しております。平成26年6月取締役就任、直近は審査・人事・総務部門を統括。経営者として十分な社会的信用を得ており、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
⑦	ささき とも ひこ 佐々木 知彦 (昭和35年4月25日生)	昭和58年4月 当行へ入行 平成16年4月 同松園町支店長 平成21年10月 同仙台支店長 平成23年6月 同市場国際部長 平成24年6月 同八戸支店長 平成26年6月 同執行役員総合企画部長 平成27年6月 同取締役総合企画部長(現任)	16,000株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を3カ店、本部部長を2部門経験した際の采配から察しても、バランスのとれた経営者としての資質を備えており、取締役として迅速かつ機動的な意思決定が期待できることから、取締役候補者といたしました。			
⑧	いし かわ けいたろう 石川 啓太郎 (昭和36年4月26日生)  [新任]	昭和59年4月 当行へ入行 平成17年6月 同大湊支店長 平成20年6月 同湊支店長 平成21年11月 同湊支店長兼本町支店長 平成22年4月 同人事部長 平成23年4月 同総合企画部長 平成25年6月 同本店営業部長 平成26年6月 同執行役員本店営業部長 平成27年6月 同執行役員営業統括部長(現任)	11,000株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を3カ店・約7年歴任した実績から、営業実務に精通しております。加えて、本部部長を3部門経験、直近は営業統括部門を統率。当行の事業発展に十分貢献できると判断したことから、取締役候補者といたしました。			

注 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。  
監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
①	すぎ やま ひろ みき 杉 山 大 幹 (昭和33年4月14日生)  新任	昭和56年4月 当行へ入行 平成14年3月 同根城支店長 平成20年6月 同東京事務所長 平成22年4月 同市場国際部長 平成23年6月 同事務統括部長 平成24年6月 同営業統括部長 平成25年6月 同執行役員営業統括部長 平成27年6月 同取締役弘前地区統括(現任)	30,100株
<p>《取締役候補者とした理由》 市場国際部長、事務統括部長、執行役員営業統括部長、直近は取締役弘前地区統括を歴任。銀行業務全般に精通し、かつ豊富な経験と幅広い見識を有することから監査・監督機能を強化することが期待できるため、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
②	<p>おお や たかし 大 矢 卓 (昭和22年11月28日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">[社外取締役]</p> <p style="text-align: center;">[独立役員]</p>	<p>昭和45年4月 株式会社住友倉庫へ入社 昭和49年9月 日本郵船株式会社へ入社 昭和54年5月 八戸港湾運送株式会社へ入社 昭和60年6月 同社取締役 平成2年11月 同社常務取締役 平成10年6月 同社専務取締役 平成17年6月 同社代表取締役専務 平成18年6月 八戸臨港倉庫株式会社代表取締役社長(現任) 平成18年9月 マルハチ建設工業株式会社代表取締役社長(現任) 平成19年6月 八戸港湾運送株式会社代表取締役社長(現任) 平成20年5月 東日本タグボート株式会社代表取締役社長(現任) 平成24年6月 当行監査役(現任)</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 八戸港湾運送株式会社の代表取締役社長であり、経営者として豊富な経験を有しております。また、当行監査役として監査経験を有することから、重要な経営判断に関する意思決定に提言いただく立場に適しており、社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏の当行社外監査役就任後の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>	4,000株
③	<p>いし だ のり ひさ 石 田 憲 久 (昭和28年10月11日生)</p> <p style="text-align: center;">[新任]</p> <p style="text-align: center;">[社外取締役]</p> <p style="text-align: center;">[独立役員]</p>	<p>昭和53年4月 朝日生命保険相互会社へ入社 昭和57年10月 学校法人青森田中学園法人本部長 平成10年4月 青森中央短期大学教授(現任) 平成19年11月 学校法人青森田中学園理事長(現任) 平成19年11月 社会福祉法人中央福社会理事長(現任) 平成22年12月 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長(現任) 平成25年11月 青森商工会議所副会頭(現任) 平成27年6月 当行取締役(現任)</p> <p>《社外取締役候補者とした理由》 学校法人青森田中学園の理事長であり、学校経営者としての豊富な経験を有しております。また、当行取締役として経験を有しております。豊富な実績に基づく高い見識は、取締役会の更なる機能強化に資するものであり、社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。</p>	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
④	くし びき とし さだ 榎 引 利 貞 (昭和27年9月3日生)  <div style="text-align: center;">[新任]</div>  <div style="text-align: center;">[社外取締役]</div>  <div style="text-align: center;">[独立役員]</div>	昭和52年 4月 山之内株式会社へ入社 昭和54年 4月 中川安株式会社へ入社 昭和60年 4月 カネショウ株式会社へ入社 平成 7年 5月 カネショウ株式会社代表取締役社長 (現任) 平成14年 5月 青森県醸造食品工業協同組合理事長 (現任) 平成14年12月 青森県公安委員会委員長	0株
<p>《社外取締役候補者とした理由》            カネショウ株式会社の代表取締役社長であり、会社経営者としての豊富な経験を有しております。過去には青森県公安委員会委員長を務める等、十分な社会的信用を有しております。当行のガバナンス強化に資するため、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- 注 1. 取締役候補者大矢 卓氏が代表取締役社長を務める八戸港湾運送株式会社、八戸臨港倉庫株式会社、マルハチ建設工業株式会社および東日本タグポート株式会社と当行との間には貸出金等の取引があります。  
 取締役候補者石田憲久氏が代表取締役会長を務める株式会社青森新生活互助会および副会頭を務める青森商工会議所と当行との間には貸出金等の取引があります。  
 取締役候補者榎引利貞氏が代表取締役社長を務めるカネショウ株式会社と当行との間には貸出金等の取引があります。  
 上記以外の取締役候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
2. 大矢 卓、石田憲久、榎引利貞の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大矢 卓、石田憲久の両氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、榎引利貞氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
4. 取締役との責任限定契約について  
 大矢 卓、石田憲久の両氏と当行との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しておりましたが、第2号議案「定款一部変更の件」ならびに大矢 卓、石田憲久、榎引利貞の3氏の選任が原案どおり承認された場合、大矢 卓、石田憲久の両氏との間で本契約を継続し、榎引利貞氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
- 責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当行の取締役の報酬等の額は、平成18年6月29日開催の第98期定時株主総会において、年額216百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、同額の年額216百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）であります。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名となります。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当行は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額55百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

また、第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額および内容決定の件

当行の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額は、平成22年6月25日開催の第102期定時株主総会において、取締役の報酬等の額とは別枠で、年額40百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、第5号議案としてご承認をお願いする報酬等の額とは別枠で、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権に関する報酬額を、同額の年額40百万円以内の範囲で割り当てることとさせていただきたいと存じます。

なお、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権を割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

社外取締役につきましては、その役割を勘案し、ストックオプションとしての新株予約権は割り当ていたしません。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されまると、取締役（監査等委員である取締役を除く）は8名となります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）に報酬として新株予約権を割り当てる理由および新株予約権の内容は、次のとおりであります。

### 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬として新株予約権を割り当てる理由

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬と当行株価との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクについても株主の皆さまと共有することで、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより高めることを目的とするものであります。

なお、当行は、上記の目的に鑑み、新株予約権の内容は相当なものであると考えております。

## 2. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および数

#### 新株予約権の総数

2,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。

#### 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株といたします。

当行普通株式200千株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的となる株式の数の上限といたします。

なお、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

### (2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において算定された公正価額を基準として決定される額を払込金額といたします。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権と相殺するものといたします。

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、当行取締役会が定める期間といたします。

### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものといたします。

### (6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものといたします。

### (7) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、募集事項等を決定する当行取締役会において定めるものといたします。

3. 上記取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額および新株予約権の内容には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

（ご参考）

取締役を兼務しない執行役員に対しても、株式報酬型ストックオプションとして上記と同内容の新株予約権を、取締役会の決議により割り当てる予定であります。

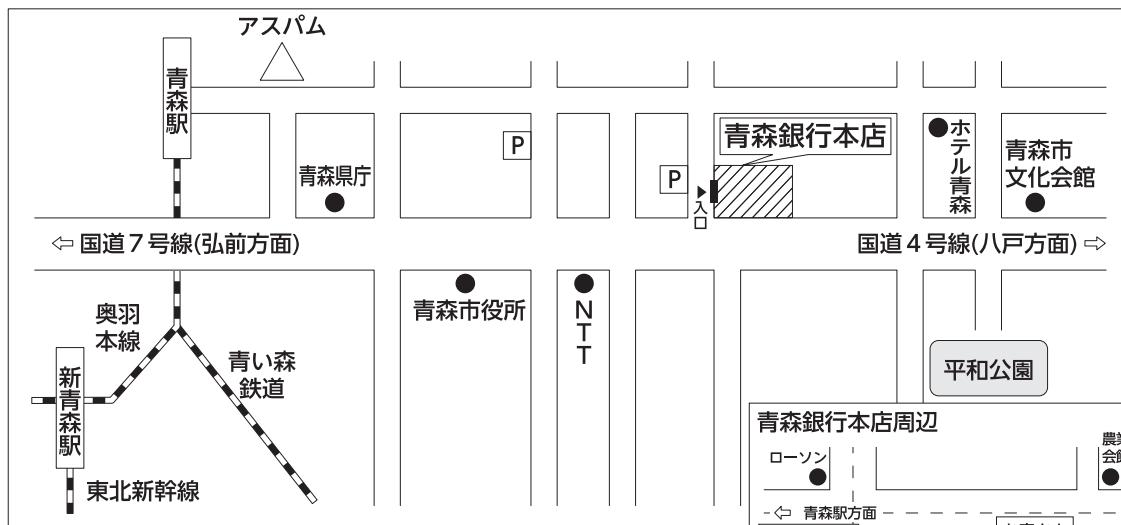
以 上

# 株主総会会場ご案内略図

会場 青森市橋本一丁目9番30号

青森銀行本店大会議室（8階）

電話 （017）777-1111（代表）



株主総会にお車でお越しの場合は、本店西側「お客さま駐車場」または臨時駐車場「マルサ本町有料駐車場」をご利用ください。なお、マルサ本町有料駐車場をご利用の場合、無料駐車券をご用意しておりますので、株主総会会場受付にお申し出ください。

